

# 知立市長選挙のお知らせ

とき 11月27日(日) 午前7時～午後8時まで  
ところ 市内 15投票所

## 投票できる人

平成10年11月28日以前に生まれた人で、平成28年8月19日以前に知立市の住民基本台帳に登録され、引き続き知立市内に居住している日本国民。

## 投票所

市内15か所の投票所。

投票所入場券に投票所が記載してあります。  
(8ページの地図を参考にしてください。)

## 代理投票・点字投票

手や腕のけがなどで字が書けない人、読み書きの十分でない人のための代理投票、目の不自由な人のための点字投票制度が設けられています。

## 投票所入場券

入場券は、11月25日(金)ごろまでに郵送でお届けします。

投票所入場券が届かなかったり、紛失した場合でも選挙人名簿に登録されている人は投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

投票所入場券は、1人1枚、世帯ごとに封筒に入っています。投票には自分の投票所入場券を投票所へお持ちください。

## 開票

投票日の午後9時から中央公民館2階講堂で行います。

## 期日前投票

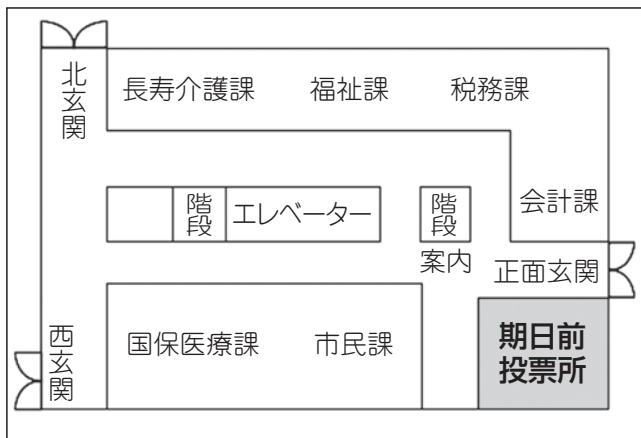
11月27日(日)の投票日に仕事や用事などで投票に行けない人は、前もって期日前投票をすることができます。

とき 11月21日(月)～26日(土)  
午前8時30分～午後8時  
ところ 市役所1階 正面玄関ロビー

※期日前投票をされる人は、投票所入場券の裏面にある宣誓書に必要事項を記載のうえ期日前投票所までご持参ください。

※投票所入場券が届いていなかったり、忘れた場合でも、選挙人名簿に登録されている人であれば期日前投票をすることができます。

### ■市役所1階



平日の午後5時15分～8時および土・日曜日は、北玄関と西玄関からは入れませんので、正面玄関をご利用ください。

▶問合せ 選挙管理委員会事務局  
(☎95-0113)

## 不在者投票

仕事や用事などで、選挙期間中、知立市以外の市区町村に滞在している人、病院に入院中・老人ホームや老人保健施設等に入所中等の人、身体に一定以上の障がいがある人が、所定の投票所へ行かずに投票できる不在者投票制度があります。事前の手続が必要ですので、投票日に間に合うよう、早めに手続を行つてください。詳しくは選挙管理委員会へお尋ねください。

### (1)知立市以外で投票する場合

知立市選挙管理委員会に、直接または郵便で投票用紙など必要な書類を請求します。

交付された投票用紙などを持って、投票する市区町村の選挙管理委員会に出向きます。

※投票できる場所や時間は、投票する市区町村の選挙管理委員会へお尋ねください。

### (2)病院、老人ホーム等の施設で投票する場合

知立市内外問わず県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホームや老人保健施設等に入所している人は、その施設で投票することができます。

投票用紙などは施設長等を通じて請求することができ、投票は施設長等の管理する場所で行います。

施設に入所中や病院に入院中の人は、一度、施設や病院等にお問合せください。

### (3)郵便等で投票する場合

郵便等による不在者投票ができる人は、下表の事項に該当する人です。

身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険被保険者証
両下肢、体幹、移動機能の障がい 【1級または2級】	両下肢、体幹の障がい 【特別項症から第2項症】	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい 【1級または3級】	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい 【特別項症から第3項症】	要介護状態区分が要介護5
免疫、肝臓の障がい 【1級から3級まで】		

### \*代理記載制度

郵便等による不在者投票に当たり、本人が自分で投票用紙に記載できない場合に、あらかじめ定めた代理記載人が投票用紙に記載する制度で、次の人が対象となります。

①身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級と記載されている人

②戦傷病者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までと記載されている人

投開票の速報は市ホームページでご覧いただけます。

<http://www.city.chiryu.aichi.jp/>

# 知立市長選挙 投票所

<p>西町投票区 知立保育園遊戸場</p>	<p>花山投票区 花山児童センター遊戸場</p>	<p>山屋敷投票区 竜北中学校柔剣道場</p>	<p>八橋投票区 八橋保育園遊戸場</p>	<p>来迎寺投票区 来迎寺児童センター遊戸場</p>
<p>草刈投票区 福祉体育館会議室</p>	<p>新富投票区 新地公民館</p>	<p>知立西投票区 知立西小学校体育館</p>	<p>広見投票区 中央公民館大会議室</p>	<p>ハツ田投票区 ハツ田小学校体育館</p>
<p>昭和投票区 知立東小学校体育館</p>	<p>上重原投票区 上重原町公民館</p>	<p>猿渡投票区 猿渡小学校体育館</p>	<p>新林投票区 南児童センター遊戸場</p>	<p>谷田投票区 谷田町第2公民館</p>

投票日当日は、入場券に記載された投票所で投票してください